

見附市公民館運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 5 日

見附市長 稲 田 亮

見附市規則第 1 6 号

見附市公民館運営規則の一部を改正する規則

見附市財務規則（令和 5 年見附市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 5 条」を「第 1 4 条」に改める。

第 1 2 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。